

議案第十二号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 杉並区立高齢者活動支援センターの項を削る。
 別表第二 (二) 杉並区立ゆうゆう天沼館の項中

集会室	和室	二二・五	四〇〇円	六〇〇円	四〇〇円
〃	洋室	五五・〇	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円

を

集会室	洋室一	五五・〇	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円
〃	洋室二	三一・九	七〇〇円	九〇〇円	七〇〇円
〃	洋室一体使用	八六・九	一、八〇〇円	二、四〇〇円	一、八〇〇円

に改め、

同表 (二) 杉並区立ゆうゆう井草館の項中

同表(二)杉並区立ゆうゆう浜田山館の項中

洋室	和室
六五・七	二六・四
一、四〇〇円	五〇〇円
一、八〇〇円	七〇〇円
一、四〇〇円	五〇〇円

を

洋室一 洋室二 洋室一体使用	洋室一 洋室二 洋室一体使用
六五・七 二七・七 九三・四	六五・七 二七・七 九三・四
一、四〇〇円 五〇〇円 一、九〇〇円	一、四〇〇円 五〇〇円 一、九〇〇円
一、八〇〇円 七〇〇円 二、五〇〇円	一、八〇〇円 七〇〇円 二、五〇〇円
一、四〇〇円 五〇〇円 一、九〇〇円	一、四〇〇円 五〇〇円 一、九〇〇円

に改め、

洋室	和室
五四・九	一九・八
一、一〇〇円	三〇〇円
一、五〇〇円	四〇〇円
一、一〇〇円	三〇〇円

を

洋室一 洋室二 洋室一体使用	洋室一 洋室二 洋室一体使用
五四・九 二六・七 八一・六	五四・九 二六・七 八一・六
一、一〇〇円 五〇〇円 一、六〇〇円	一、一〇〇円 五〇〇円 一、六〇〇円
一、五〇〇円 七〇〇円 二、二〇〇円	一、五〇〇円 七〇〇円 二、二〇〇円
一、一〇〇円 五〇〇円 一、六〇〇円	一、一〇〇円 五〇〇円 一、六〇〇円

に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第二(二)杉並区立ゆうゆう天沼館の項、杉並区立ゆうゆう井草館の項及び杉並区立ゆうゆう浜田山館の項に規定する集

会室の使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

ゆうゆう天沼館等の集会室の使用料を改定する等の必要がある。